

## 第18回京都市人権文化推進懇話会

日 時 平成26年8月29日（金）  
午前10時00分～午前11時50分  
場 所 消費生活総合センター研修室

## ○吉川市民生活部長

それでは定刻となりましたので、只今から第18回人権文化推進懇話会を開催させていただきます。本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席をいただきまして、本当にありがとうございます。

司会を務めさせていただきます市民生活部長の吉川と申します。

それでは、開会に当たりまして、京都市を代表いたしまして、平竹文化市民局長から、御挨拶を申し上げます。

## 1 挨拶

## ○平竹文化市民局長

どうもおはようございます。

早くからお集まりいただいておりますのに、この会議は公開ということになっておりますので定時にしか始められないということで、お待たせをいたしております。

今、司会のほうからもございましたけれども、大変お忙しい中お集まりくださいまして、本当にありがとうございます。

先生方のような御尽力によりまして、京都市の人権行政を円滑に進めているということでございます。とりわけ、後で議題にもございますけれども、部会にも御参画いただいた先生方におかれましては、本当にお忙しい中、今日の2番目の議題に出ささせていただいているたたき台を作成するのにいろいろとお力をお貸しいたいただきまして、本当にありがとうございました。重ねて御礼を申し上げたいと思っております。

本日の会議につきましては、まず25年度の計画に基づきます実績の御報告をさせていただくということでございます。そして、その次に、先ほどお話しいたしましたけれども、部会で御検討いただいた次期計画の中心部分であります第2章、第3章について御議論をいただくということでございます。

これから策定いたします次期計画の10年間ということになりますと、巷間さまざま言われておりますけれども、2020年の東京オリンピックの時期を挟むということになります、その期間の計画ということでございます。

計画の策定に当たりましては、やはり日本固有の課題もございますし、あるいは、日本の良さというふうな部分もございます。そういったことの解決を目指すなりそれを生かしていくということも必要でございますけれども、やはりグローバルな視点にも耐えるようなものを策定して、海外からいらっしゃる方々をお迎えするということが必要ではないかというふうにも考えているところでございます。

本日は、大変限られた時間ではございますけれども、ぜひ忌憚のない意見交換をしていただけたらというふうに思います。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

### ○吉川市民生活部長

それでは、以下の議事進行についてでございますけれども、本日は安藤座長が所用のため欠席をされておられますので、石元副座長にお願いを申し上げたいというふうに思います。

石元先生、どうぞよろしくお願いいたします。

### ○石元副座長

おはようございます。

安藤先生が御欠席ということですので、副座長の私が代わって進行を務めたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、懇話会の式次第の議題、本日2つあるわけですがけれども、本日の資料と議題についての説明を事務局からよろしくお願いいたします。

## 2 議題

### ○吉川市民生活部長

それでは、まず資料の確認をさせていただきます。

最初に議題（1）の資料といたしまして、【資料1】の「京都市人権文化推進計画 平成25年度取組実績」という資料がございます。

議題（2）の資料といたしましては、【資料2】の「京都市人権文化推進計画検討部会における検討状況について」と、【資料3】の「次期京都市人権文化推進計画にかかる中間まとめ（素案・第2章及び第3章部分）」という資料がございます。

それでは、議題の説明に移らせていただきます。

まず、議題（1）につきましては、「京都市人権文化推進計画 平成25年度取組実績」についての御報告でございます。

この取組実績につきましては、平成17年3月に策定し平成22年3月に改定いたしました人権文化推進計画の「第4章 計画の推進」において、毎年度、具体的な事業計画書を作成し、施策の実施状況の点検を行うと定めていることから、平成18年度以降、毎年度、作成し、この懇話会において御報告し、委員の皆様から御助言、御意見をいただいております。

本日は、平成25年度の取組実績につきまして御報告をさせていただきます。なお、平成26年度の事業計画につきましては、去る3月14日に開催いたしました第16回の懇話会において御報告をさせていただいているところでございます。

議題（2）は、次期京都市人権文化推進計画につきまして、この間、2回開催いたしました検討部会における検討状況につきまして御報告をさせていただきます。そして、2回の検討部会における議論を踏まえまして、「次期京都市人権文化推進計画にかかる中間まとめ（素案・第2章及び第3章部分）」を策定いたしました。この資料は、現在の計

画の第2章、各重要課題について、及び第3章、施策の推進と重点項目に当たる部分につきまして、これまでの検討部会での御議論を踏まえて中間まとめ（素案）として作成し、検討のたたき台としていただくものでございます。中間まとめ（案）の作成に向けて、皆様から忌憚のない御意見をいただきたいというふうに考えております。よろしくお願いを申し上げます。

資料の確認と議題の説明は、以上でございます。

#### ○石元副座長

はい、ありがとうございました。

それでは、議事に入っていきたいと思います。

今、御説明がありましたように、議題の1番目「京都市人権文化推進計画 平成25年度取組実績について」ということで、【資料1】ですが、これの説明をお願いいたします。

### （1）京都市人権文化推進計画 平成25年度取組実績について

#### ○東課長（人権文化推進課）

人権文化推進課長の東でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、【資料1】に基づき、御報告させていただきます。この資料は、平成25年度の事業実績について取りまとめたものです。1枚、おめくりいただきまして、目次を御覧ください。

事業実績は、「重要課題別の取組」と「各局区別の取組」と、2つに分けてまとめております。

「重要課題別の取組」は、人権文化推進計画に掲げております人権上の重要な課題として位置づけた、女性や子ども、高齢者など、9つの重要課題に関しまして、25年度に実施しました主な取組を記載しております。

「各局区別の取組」は、人権文化推進計画や各局の分野別計画に基づく人権文化の構築にかかわる事業につきまして、25年度に実施しました事業の実績を一覧にして記載しております。

資料をもう1枚おめくりいただきまして、右側のページの上の部分を御覧ください。平成25年度に実施をいたしました取組事業数は、480事業となっております。

それでは、25年度の重要課題別の取組実績について、主なものを御説明させていただきます。

2つおめくりいただきまして、1-1ページを御覧ください。全般的な取組についてでございます。まず重要課題に共通する事項として、全般的な取組をここでは挙げております。主な取組としましては1つ目の丸印と4つ目の丸印でございますが、昨年度に引き続き、「あい・ゆーKYOTO」や「ベーシック」など、人権情報誌の発行や、市民

や企業が自主的に行う啓発、研修などの活動に対して講師の派遣や啓発資料の提供などを行う「人権啓発サポート制度」を実施しました。

次に、1－2ページを御覧ください。1つ目の丸印でございますが、幅広い市民に対して人と人との交流の大切さや人権問題について考える機会を提供することを目的に、人権啓発イベントとして、「ヒューマンステージ・イン・キョウト」を開催しました。次に3つ目の丸印でございますが、本市の人権にかかわる相談窓口機関による「京都市人権相談・救済ネットワーク」におきまして、相互の連携や情報交換を進めるとともに、市民が抱える人権上の問題に適切な機関に相談できるよう、京都市の相談・救済に関する機関や制度をまとめた「京都市人権相談マップ」を平成25年8月に発行しました。

次に1－3ページに移りまして1つ目の丸印でございますが、交通バリアフリーや、それからその下の一番下の丸印ですが、ユニバーサルデザインの推進についても、全庁を挙げて積極的に推進してまいりました。

1－4ページを御覧ください。3つ目の丸印ですが、現在、作業を進めております次期人権文化推進計画の策定に向け、市民が人権についてどのように感じているかを把握するために、人権に関する市民意識調査を平成25年11月に実施しております。

1－5ページを御覧ください。次に、女性に関する事業でございます。女性に関しましては、ドメスティック・バイオレンス（DV）への対応、対策強化や真のワーク・ライフ・バランスの推進に重点を置いて取り組んでおります。

主な取組といたしましては、1つ目の丸印ですが、ドメスティック・バイオレンスをはじめとする女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、早期に根絶を図らなければならない問題です。DV対策の強化としまして、本市におけるDV被害者の支援策を取りまとめた「DV対策基本計画」に基づき、総合的、計画的に取組を進めてまいりました。ドメスティック・バイオレンス相談支援センターにおきましては、関係機関と連携しながら、相談から自立支援まで継続的な被害者支援に取り組んでまいりました。

その他、住民基本台帳の閲覧制限等の支援措置や、関係機関、各種団体との連携強化、緊急一時保護施設、民間シェルターを運営する団体に対する家賃相当の助成等の施策を引き続き行いました。

次に、真のワーク・ライフ・バランスの推進につきましては、平成24年3月に作成しました推進計画に基づき市民や企業への啓発に努めました。具体的には、京都市「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業支援補助制度により、中小企業に対して働きやすい環境整備の促進のための支援を行うとともに、「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業表彰として2社を表彰いたしました。

次に1－7ページを御覧ください。子どもに関する事業についてです。子どもにつきましては、近年、児童虐待の問題のほか、学校やスポーツの指導の場における体罰、学校におけるいじめなどが大きな問題となっております。

主な取組としましては、1つ目ですが、児童虐待につきましては相談・通告件数が2

5年度は過去最高となりましたが、迅速かつ適切な対応を行うため、児童相談所に児童福祉士1名を、第二児童相談所に児童福祉士2名を増配置するなど、引き続き児童相談所の体制強化を図りました。

次に1-8ページを御覧ください。下から2つ目の丸印でございますが、不登校、いじめ、少年非行の低年齢化などの今日的な課題への取組をさらに充実させるため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充いたしました。

次に1-10ページを御覧ください。高齢者に関する事業について、でございます。高齢化の進行に伴い、介護者などによる高齢者への虐待などの人権上の課題が生じ、高齢者が自立した生きがいのある健やかな暮らしが妨げられる状況があります。高齢者がどのような心身の状態であっても尊厳を保ち自己実現をできる社会の実現のための取組を推進するとともに、権利擁護制度の普及啓発や、高齢者虐待防止施策の推進を図りました。

主な取組については、1つ目の丸印ですが、高齢者に対する虐待防止については、「早期発見・見守りネットワーク」などによる取組を進めるとともに、虐待を受けている高齢者を保護する必要がある場合、入所施設への措置や、緊急ショートステイの活用、虐待シェルター確保事業などを昨年度に引き続き実施しました。

1-11ページを御覧ください。1つ目ですが、高齢者世帯や認知症高齢者が増加する中で成年後見制度の需要はより一層高まることから、「成年後見支援センター」において、制度を必要とする方々の発見からその利用までの一貫した支援を行いました。また、関係団体の協力を得ながら市民後見人の養成講座を開催し、23名の方が修了されました。

1-13ページを御覧ください。障害のある人に関する事業について、でございます。障害のある人の人権の問題は市民一人一人の身近な問題であるという視点、また、障害の有無にかかわらず、市民一人一人が自律的な主体的な存在であり、全ての人の人権を守るという視点を基礎として施策を推進してまいりました。

主な取組としましては、2つ目の丸印でございますが、障害のある方が生きがいを持って働ける職場づくり、仕事づくりを推進するため、「京都市障害者就労支援推進会議」を継続して運営し、京都市役所におきましても、障害のある方を対象とした職場実習、チャレンジ雇用の取組を進め、一般就労につなげるための体制の確立を図りました。

3つ目の丸印でございますが、相談体制につきまして、平成25年度におきましては、障害者地域生活支援センターにおける3障害（身体、知的、精神）への対応化による相談機能の拡充を図っております。

1-14ページに移りまして最後の丸印でございますが、平成24年10月から施行されました「障害者虐待防止法」により、障害者虐待に関する相談窓口の設置、虐待防止や早期発見のための協力体制づくり、相談があった場合に迅速かつ適切に対応できる支援体制の構築を図ったところでありますが、25年度はこれらの取組をさらに進めて

まいりました。

1-15ページを御覧ください。同和問題に関する事業について、でございます。同和問題につきましては、平成21年3月に「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」からいただいた報告をもとに、全ての課題について、改革・見直しを進めております。現在、進行形で取り組んでいる改革につきましても、早期に完了できるよう鋭意取り組んでまいりました。平成25年度につきましても、1つ目の自立促進援助金制度の廃止に伴う奨学金の返還事務の着実な推進や、1-16ページにあります同和問題についての人権教育・啓発活動の取組などを進めてきました。

1-17ページを御覧ください。外国人・外国籍市民に関する事業について、でございます。「京都市多文化施策懇話会」の提言を尊重しながら、学校教育や啓発事業の充実、市民レベルでの国際交流の支援、多言語による情報提供や相談事業の充実など、外国人・外国籍市民の方が安心して生活できる環境整備に取り組んでまいりました。主な取組としましては、2つ目ですが、講演や文化紹介を通して市民が外国の文化や生活習慣に触れる機会を増やすとともに、外国籍市民等が活躍できる機会を提供する「京都市国際文化市民交流促進サポート事業」を開催しました。3つ目の丸印ですが、外国籍市民が安心して生活できる環境をつくる取組として、医療機関に医療通訳者を派遣する「医療通訳派遣事業」を実施しました。4つ目の丸印ですが、行政サービスの利用や手続について外国籍市民が問い合わせをしたい場合に電話で通訳や相談を行う「京都市外国籍市民行政サービス利用等通訳・相談事業」などの取組を引き続き行いました。

1-19ページを御覧ください。感染症患者等に関する事業について、でございます。感染症患者等への差別・偏見を解消するために、市民に対して、あらゆる機会を通じて、エイズに関する正しい知識と患者・感染者の人権擁護のための普及啓発に取り組んでまいりました。主な取組としましては、一番上ですが、引き続き保健センターなどでHIV検査を継続して実施したほか、3つ目の丸印ですが、世界エイズデーである12月1日前後に、街頭キャンペーンやラジオCM、ポスター掲示等の取組を行いました。

20ページを御覧ください。ホームレスに関する事業について、でございます。平成25年度につきましても、「京都市ホームレス自立支援等実施計画」に基づき、さまざまな取組を行ってまいりました。主な取組としましては、一番上ですが、ホームレスの高齢化や路上生活期間の長期化等の問題があることから、自立へ向けた意欲を喚起し安定した生活につなげることを目的に、長期的な支援や相談を行うホームレス訪問相談事業を実施しました。3つ目ですが、「ホームレス能力活用推進事業」として、常用就労が困難な方に対して職業訓練的な職の開拓を行い、そこに従事された人数は155名となりました。

21ページを御覧ください。その他の課題について、でございます。

1つ目ですが、個人情報に対する意識の変化や高度情報化の進展など、社会状況の変化に伴って、プライバシーの侵害、インターネットによる人権侵害など、新たな人権課

題に対する関心を高めるため、人権情報誌や市民しんぶん等を通じて、広く周知を図りました。3つ目ですが、犯罪被害者に対する取組といたしましては、平成23年4月に施行した「京都市犯罪被害者等支援条例」に基づき、京都犯罪被害者支援センターに設置した総合相談窓口を拠点に、犯罪による生活困窮者に対する生活資金の給付、住居の提供、心のケア等の支援を行いました。

重要課題別の主な取組については、以上でございます。

以下、各局区別の取組につきましては、今、御紹介した取組も含め、全480事業の詳細な中身を掲載しておりますので、参考に御覧いただけたらと思います。

この事業実績につきましては、今後、人権文化推進課のホームページで公開し、広く市民の皆様にも周知をしていく予定でございます。

議題（1）についての説明は、以上でございます。よろしくお願いをいたします。

#### ○石元副座長

どうもありがとうございました。課題別に昨年度の取組実績の説明があったわけですが、これに関して、御質問、あるいは、御意見がございましたら、聞かせてください。いかがでしょうか。

#### ○岡田委員

2-11頁の28番の「人権の花運動」を26年度も継続なさるということで、「人権の花運動」とか「四字熟語人権マンガ」について述べさせていただきたいと思います。

まずこの「人権の花運動」なんですが、小学生の子どもたちは理科でちゃんとやります。理科の教材にはちゃんと出ています。それから、6歳以下の子どもたちに命の大切さとか相手への思いやりという非常に高い理想というのは、発達段階ではなかなか難しいと思います。ですから、これは27年度以降はあまり効果は期待できないのではないかとこのように思っています。

それからもう一つですが、この「四字熟語人権マンガ」ですけれども、京都市民が入賞したのは18賞のうちたった5賞だけです。それで、私はあの漫画は好きですし偏見は何もございませんが、賞金なしで純粋な気持ちで募集するほうが得策ではないか、と思います。18分の13が、他県、または他市ですし、中を見ても、これから何か違う効果が期待できるかということはもう一つわからないし、こういう本をつくるのが要るのかしら。人権情報誌の中に入れていただければ、それで十分だと考えます。

それから、今年度、企業向けと市民向けを合体した人権情報誌の新しいパンフレットの名称の募集をされており、それに対しても賞品を出そうとしていますが、そんなことをする必要はないような気がします。医療費等、もっともお金がかかる所が出てくると思いますので、賞金とか賞品とかということは、極力、避けたほうが良いように考えます。

#### ○石元副座長

この資料の2-11頁の28番の「人権の花運動」と2-13の41番の「四字熟語

人権マンガ」についてと、それから、私も詳しく読んでいないんですけども、応募者で入選した人に、幾らかの謝礼になるんですか、そういった予算をつけるのはどうかという御意見だったんですが。

#### ○喜多村課長（人権文化推進課）

人権文化推進課の啓発担当をしております喜多村と申します。どうぞよろしく申し上げます。

まず、3点あったかと思えます。「人権の花運動」でございますけれども、これは主には京都地方法務局が中心となりまして、人権啓発活動ネットワーク協議会を設けております。そこには我々京都市も、京都府、それから関係機関が入って一緒に啓発をやっていこうと、こういった取組をしております。その一つの事業ということで、京都市も幾らかの負担をして、この「人権の花運動」だけに限らず、年間を通して、活動を行っております。したがって、他の関係機関と一緒に啓発ということで、27年度も実施をしていきたいと、現時点では考えております。

それから、「四字熟語人権マンガ」なんですけれども、平成25年度は145点の作品を頂戴しております。145点のうち、京都市内からの応募は36点、市外から109点ということで、我々もどうしても京都市内からの応募をもう少しふやしたいと考えています。今年度は、京都市内の各大学と関係団体等にも働きかけて何とか応募をしていただくように働きかけているところでございます。また、賞金なんですけれども、京都市には、いろんな応募事業があるわけなんですけれども、例えば標語とか、そういったものと比べてかなり作品を作成するのに時間もかかりますし、それだけ御苦労いただいて応募いただく方に対して何らかの、お礼をしたいという思いでこういった、謝礼というんですかね、をお渡しするというふうにしております。

それから、冊子につきましても、人権情報誌の紙面にも限りがございますので、せっかくご応募いただいた方々の作品をできるだけ多くの方々に見ていただきたい、その作品を通して人から人へのメッセージとして発信できればという思いで冊子を作成しております。御当選された方はもちろんのこと、広く機会があるたびに市民の皆様にとっていただけるような、そういった冊子にしているつもりでございます。

#### ○石元副座長

岡田委員、いいでしょうか。

#### ○岡田委員

これ、長年なさっておられまして、ちょっと見直す時期に来ていると思うんです。ですから、これだけに大きな予算を割くというのは、違うことを考えていくことも一つの手ではないかなというふうに考えます。

#### ○喜多村課長（人権文化推進課）

この事業も含めまして年月がたつとだんだんその効果というのが果たして本当にあるのかどうかといった、そういった反省も含めて検証した上で、今後、これを続けていく

か、あるいは、もっとより充実させていくか、また検討はしてまいりたいというふうに考えております。

#### ○安保委員

私は、人権擁護委員だったこともありますので、ここには、細かいことが書いてありますけれども、「人権の花運動」は、実際に保育園とか幼稚園とか小学校に行くのは人権擁護委員として、人権擁護委員が水仙の球根をプレゼントするんですね。プレゼントする時の贈呈式と花が咲いた後にお礼として2回行きます。各人権擁護委員が子どもたちにわかるような形でお話をした上で、球根を渡し、最後のお礼を言うという形で、私も保育園とかに行って保育園児に話をするのは大変難しいのですが、本当にいろいろ考えて、子どもたちが身近に感じられるような話をしながら、水仙の球根をプレゼントして育てていただくというところなので、ここに書いておられるところは、まとめて書いておられるので、実際はそういうふうを実施しています。

法務局には、やなせたかしさんのマスコットぬいぐるみなんですけれども、ケンタ君、男の子と女の子がいるんですけれども、場合によったらそういう着ぐるみまで出て行って、子どもたちにわかるようにお話をしています。

#### ○石元副座長

はい、どうもありがとうございます。

四字熟語というのは、私は不勉強で、知りませんでした。

#### ○岡田委員

見られますか。

#### ○石元副座長

見るのは初めてです。各委員に、どういうものかというのをわからずに議論もできませんので、また次の機会に送付いただきましたら、それに目を通して情報を得た上でまた議論できればと思いますので、その点、よろしくお願いします。

#### ○東課長（人権文化推進課）

人権情報誌や御紹介いただきました漫画の冊子などを作成しておりますので、情報提供として委員の皆様へ送付させていただきたいと思っておりますので、また御覧ください。

#### ○石元副座長

ほかにはいかがでしょうか。

#### ○直野委員

児童虐待の平成25年度が過去最高の1,380件というように書かれております。それで児童福祉士さんの体制を強化されているということですが、これはちょっと、全体像というのかな、いつも、大体、事件が起こった後で、児童相談所に相談はしたんだけれども対応できなかったとかというのが、京都市での話ではないとは思いますが、よく新聞なんかで目にするわけです。

それで、どんな体制なのか、それで十分なのかどうか、私どものほうもよくわからな

いので、説明願えたらありがたいなと思います。

○東課長（人権文化推進課）

本日、児童虐待を担当しています児童家庭課が所用で来ておりませんので、具体的なお話はまた確認しまして情報提供させていただきたいと思います。

土日、それから夜と緊急の電話が入ってその都度対応しており、大変な職場というふうに聞いております。それだけ件数も増えてきているということも踏まえてだと思えますけれども、ここに書いてありますように、人数もふやしながらできるだけ迅速に対応できるように取り組んでいるというふうに聞いております。

具体的などころにつきましては、また確認しまして各委員の皆様にご報告させていただきたいと思います。

○石元副座長

ほかにどうでしょうか。はい、どうぞ。

○表委員

さっきの「四字熟語人権マンガ」なんですけれども、それ自体よりも、市民が知らない、あまり周知できていないというところが、周知ができていないのかできていないのかわかりませんが、私も職場が京都にあります全く存じなかったもので、それがうまくメディアに取り上げられるとかしてうまく周知できたらすごくいい取組ではあると思います。

○石元副座長

これ、そもそもどこで手に入れることができるんですか。

○喜多村課長（人権文化推進課）

その冊子でございますか。

○石元副座長

そうです、入手するには。

○喜多村課長（人権文化推進課）

はい。今、現時点で申し上げますと、私どものほうにおっしゃっていただければ希望する方にはお渡しはしていますけれども、あと、我々としなくても、これ自体を全く御存じないということになるかもしれませんけれども、5月と8月、それから12月にゼスト御池を利用させていただきまして「人権啓発パネル展」というのをやっております、そこでパネル展と同時にいろいろな資料を置きまして自由に取っていただくという取組をしております。

他のチラシとか資料はあまり減っていないんですけれども、「四字熟語人権マンガ」の冊子はかなり減っているということで、表先生がいわれるように、手軽に取っていただくような機会をもっともっと増やしていく必要があるというふうには思っております。

それから、この事業自体もですね、広報発表はしております、市民しんぶん等、考え得る方法での広報は、行っているのですが、なかなか応募に結びつかないといった

ことも事実でございます。そういった意味で、個々の市民の方々それぞれにお話しすることはできませんけれども、一定、例えば、漫画を専攻されているような学部をお持ちの大学であるとか、あるいは、今年度で申しますと、市立の小学校、中学校、月に1回程度、校長会をやっておられますけれども、そちらのほうに出向きまして、こういった事業をやっているのぜひとも周知をお願いしたい、ということでの周知には努めております。

以上でございます。

#### ○石元副座長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

私からなんですけど、1-6のところ平成22年度から実施している婚活支援事業というのが出てくるんですけども、この具体的な内容について取組実績の中には入っていないということですか。2-7のページのところあたりは見たんですが、見当たらなかったの、各局区別の取組というところには、この「京都婚活2013」や「クッキング de 京都婚活」、上がっていないんですね。

#### ○東課長（人権文化推進課）

後ろの2-7でいいますと、2番目の「真のワーク・ライフ・バランスの推進」というところに入ってくる項目なんですけれども、申し訳ございません、そのことについては言及できておりませんので、資料は入れ込む形にさせていただきたいと思っております。

#### ○石元副座長

ただ、どうなんですかね、婚活というのは、行政がすべきことなのか、人権文化との関わりでは、要するに、結婚すべきだと言う必要は全然ないわけで、それぞれが自分らしい多様な生き方が実現できればいいので、ここに上がっていると若干違和感があるんですけど。

#### ○東課長（人権文化推進課）

若い方がなかなか出会いの場がないということでもしておりますけれども、やはり大きなところでは少子高齢化という問題がありまして、そういう、若い方が出会いのできる場を設けていくということもその一つとして、特に少子高齢化という観点からの取組かと思っております。

人権というくくりでどうかという部分はあるかとは思いますが、ワーク・ライフ・バランスに関わるということで新しいこともしておりますので、御紹介ということで入れさせていただきました。

#### ○石元副座長

もう一点、子どものところなんですけれど、一昨年になるんですかね、大阪市立の桜宮高校で教師による体罰の問題というのが大きく取り上げられて、それ以降もマスメディアで、教師の体罰というのはよく報道されるんですけど、こういった教師の体罰の問題、これは明らかな人権侵害なわけなんですけれども、こういった課題というのはどこに入るん

でしょうか。また、中学校の課外活動でも、伝統というのか、ある種の学校文化というのか、先輩後輩の上下関係だとか、あるいは、長時間練習だとかですね、そういった問題等も学校の問題で、こういう課外活動における人権侵害、いわゆるパワーハラスメントの問題や体罰は、やはり子どものところに入ってくるんですかね。

○富田課長（学校指導課）

教育委員会学校指導課担当課長の富田と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

いじめ、体罰ということで、教育委員会のほうで把握できるということで子どもの人権侵害という形で取り扱っている、ということで御理解をいただけたらというふうに思っております。

体罰でございますけども、やはり、今、おっしゃっていただきました部活等で行われるということがございますので、これにつきまして、専門家によりますいわゆる部活担当者に対する研修会を開催いたしまして、未然防止に努めるとともに、先ほどおっしゃいましたように、やはり生徒たちが強くなりたいたいということで練習をするということがございますので、その辺につきましても、適正な運動、もちろん発達段階に応じて子どもの体の成長の問題もございますので、その辺で正しい指導につきましてもきちっとした形で、体育健康教育室のほうから、指導、それから、通知等で周知をさせていただいているところでございます。

それから、生徒間同士のいろいろな先輩後輩との上下関係という御質問でございますけども、先輩が後輩に命令をするというようなこともございます。行き過ぎた問題につきましては、いじめ等の問題ということに学校として把握しまして、どこの学校で、それから、部活動でも起こり得るという認識のもと、そういうことが起こればきちっとした形で、学校で対策委員会を設けまして、加害者、被害者との当事者のお話を十分に聞いて、それで解決に向けた取組を進めていくというところでございます。

簡単ではございますけども、以上でございます。

○石元副座長

はい、どうもありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

今日はもう一つ議題があって、こちらのほうに時間をかけたいと考えておりますので、もしこの1点目について何かありましたらまた後ほど出させていただくということで、次第の2番、議題（2）の「次期京都市人権文化推進計画策定に関する部会における検討状況について」ということで、【資料2】と【資料3】について事務局からの御説明、よろしく願いいたします。

## (2) 次期京都市人権文化推進計画策定に関する部会における検討状況について

### ○東課長（人権文化推進課）

それでは、議題（2）について、御説明いたします。

次期京都市人権文化推進計画の策定に向けまして、前回、6月のこの懇話会におきまして検討部会を設置し、論点整理をし、効率的に議論を進めるということを御承認いただきました。その後、7月に2回の検討部会を開催いたしました。まずはその検討状況について御報告させていただきまして、その後、部会での検討を踏まえ作成しました第2章、第3章の部分の素案につきまして御説明させていただきます。

それでは、【資料2】の「次期京都市人権文化推進計画検討部会における検討状況について」を御覧ください。

第1回の部会は7月3日に開催し、主に人権教育・啓発に関して、課題と方向性について御議論をいただきました。

主な意見としましては、「若者への啓発」についてですが、若者のコミュニケーションツールの変化によりまして、目の前の人との関係よりもインターネットの中の世界に関心があるというような若い方の状況を念頭に置いて教育や啓発を行っていくことが必要であるということですか、若い方には他人との関わりを避けて必要なときだけネットで繋がるという方もいるため、地域社会の中で顔を見合わせて協力できる土壌作りが大切である。また、京都は大学のまちであるので大学生の人数も多いので、学生への啓発が大切であるというような御意見をいただきました。

次に、「企業顕彰」についても御議論がございました。

これは、人権の視点からの取組を積極的に進めている企業を表彰するという制度を新たに設けるということを案として提案したものについて、御意見をいただきました。こういう顕彰をすることにつきましては、企業の自主的な取組とマッチすればよいものになるのではないかという御意見、また、顕彰するに当たっては、企業が法律を順守しているだけではなく、それ以上の取組を行っていることが必要である、また企業の従業員から自分の会社はこういう取組をしているということを発信してもらった上で顕彰すればよいのではないか、というような御意見をいただきました。

次に、「計画の項目立て」について、でございます。

啓発の中で、個人に対する「市民啓発」というものと個人以外の企業や団体を対象としました「企業啓発」とに分けて御提案しておりましたけれども、これにつきまして、「企業」というと営利を目的としているというイメージがありますので、その中に、例えば、大学を含めるということについては違和感があるので整理したほうがよいのではないかという御意見がありました。また大学に対して何ができるのかを考え、大学における教育という項目を追加するか、あるいは、企業啓発に含めるか、その辺も検討が必要ではないかというお話をいただきました。

「その他」としまして、社会教育という項目の中で、「京都はぐくみ憲章」の理念の下、PTA活動等の支援を通じて進めていくという内容の記述をしておりました。PTA活動だけですと、自分の子どもが卒業してPTAと関わらなくなったらそういう機会がなくなりますので、年配者の方でも社会教育を受けられる機会の提供をすべきではないか、という御意見、また、地域で繋がりが薄くなり他人が困っていても手を差し伸べることが減ってきているため、人権の視点からの「すみよいまちづくり」を打ち出せばどうかという御意見をいただきました。

次に、裏面を御覧ください。

第2回検討部会は7月16日に開催し、保障を中心としまして、各重要課題におけます今後の施策のあり方と、それから、相談・救済について御議論いただきました。

主な意見としましては、「保障について」ですが、セクシャル・ハラスメントは一定数の相談があるため、施策として記載すべきであるということ。それから、虐待に関する取組については、予防と防止の両方の観点から考えていく必要がある、という御意見。それから、重要課題の中で「その他の課題」という項目を設けておりましたが、これについては軽く取り上げているという印象を受けるので考えてはどうかという御意見をいただきました。また、経済状況の厳しさから雇用が不安定になり、職場におけるパワーハラスメントに関する取組が今後はより一層重要になってくるのではないかと、また、重要課題別のくくり方について視点をはっきりさせる必要がある、という御意見もいただきました。

次に「相談・救済について」ですが、市民が保障や相談に関する情報を有効に活用するため、情報のネットワーク化が必要であるという御意見をいただきました。

「その他」としまして、大学生に関してですけれども、啓発の対象とするということにとどまらず、大学生自らが人権について自由な活動が行われるような「学生のまち京都」ならではの取組・支援ができないかという御意見。

また、人権問題に率先して取り組んでいる企業が増加してきているなど、前向きなメッセージをこの計画に盛り込んで発信することが必要である。

また、インターネットによる人権侵害に対する具体的な施策は難しいとしても、人権侵害を決して許さないという土壌作りが重要であると、そのことを第1章の基本的な考え方に記載してはどうか、という御意見をいただきました。

この最後の「前向きなメッセージ」という点ですとか、人権侵害を許さない土壌作り、また、1回目の検討部会でも人権の視点からのすみよいまちづくりといった御意見をいただきましたので、実は次の検討部会で第1章の基本的な考え方というところを検討いただけたらと思っていますので、そこでも盛り込んでいくことを、今後、考えていきたいと思っています。

以上が2回の検討部会でいただいた御意見の概要でございます。

次に、【資料3】の「次期京都市人権文化推進計画にかかる中間まとめ（素案・第2章

及び第3章部分)」を御覧ください。

これは、検討部会の御意見を踏まえまして提示していただきました資料を、加筆・修正して、計画の素案として作成したものでございます。なお、今回、第2章の「各重要課題」と第3章の「人権施策の推進」をまとめておりますけれども、残る第1章の「基本的な考え方」、それから、第4章の「計画の推進」という項目を設けようと思っておりますが、ここについては、次回の検討部会で御議論いただく予定にしております。

ここでの説明につきましては、検討部会での御意見を踏まえて修正や補強をした部分、それから、今回、工夫した個所などを中心に御説明をさせていただきます。

それでは、まず【資料3】表紙の裏面の目次を御覧ください。

第2章では、各重要課題について挙げております。現在の計画では、「女性」、「子ども」、「高齢者」などの表記の仕方をしてございましたけれども、これを取組の全体像や方向性が見える題名に変えております。

最初の「女性」としていたものを、「男女共同参画と女性の人権尊重」というようにしております。部会での御意見としまして、項目のくくり方について何を人権上の問題としているのか、視点をはっきりさせるべきという御指摘を受けまして、表題においてもこのような工夫をしております。

次に下から4番目ですが、犯罪被害者については現計画では「その他の課題」の1項目としてございましたけれども、条例を制定し取組を進めていることから、新たに犯罪被害者の人権擁護として項目出しを行っております。

また、その2つ下、「安心して働き続けられる職場づくり」ですが、新たな項目として設けております。これは、ワーク・ライフ・バランスですとか、あるいは、パワーハラスメントの取組など、企業の取組の重要性への御意見をいただきましたので、新しく設けたものでございます。

その下、「様々な課題」は、名称を変えています。現在では「その他の課題」としていましたが、軽く扱っているという印象を受けるという御意見を踏まえまして、今回、変更しております。

その下、第3章につきましては、「人権施策の推進」ということで、「教育・啓発」、「保障」、「相談・救済」についての人権施策についてまとめている部分になります。

それでは1ページ目を御覧いただきまして、具体的な内容についてでございますが、【男女共同参画と女性の人権尊重】を御覧ください。

各重要課題における項目のまとめ方でございますけれども、最初に箱書きでその項目の要点、方向性を簡潔にまとめて、一目でわかるようにいたしました。女性のところでは、雇用における男女の均等な機会と待遇の確保、家庭生活における男女共同参画などの取組を進めるほか、DV対策の強化を重点分野として取組を進める、ということを要点として掲げております。

「1 主な課題」では、それぞれの課題を簡条書きに簡潔にまとめております。

「2 今後の施策の在り方」では、最初に取り組の方向性を示しまして、以下、具体的な取組項目を掲げております。取組項目につきましては多岐にわたりますけれども、おおむね並べ方といたしまして、最初にDVですとか、あるいは、虐待など、直接的な人権問題、侵害に関するもの、あるいは保障に関するものを挙げまして、次に地域や企業など、広く社会全体で取り組むこと、最後に啓発教育という順番で並べさせていただいております。

当初、検討部会でお示しした内容ではセクシャル・ハラスメントについて記載しておりませんでした。セクシャル・ハラスメントについても一定数の相談がまだまだあるので記載すべきだという御意見を踏まえまして、課題の3つ目や施策の在り方で、DV対策の2つ目に、DVとともに、セクシャル・ハラスメントについての取組を入れて修正をいたしております。

次に2ページに行きまして、それぞれの項目の最後に、「こんな場合はどうすれば…」というコーナーを、今回、新たに設けております。これは、計画を見ていただいた市民にとって役に立つものにしていきたいと考えまして、日常生活の中で人権上の問題が起きた場合にどこで相談すればよいかというのを京都市が行っている相談機関等を中心に御紹介しております。ここでは、「DV（ドメスティック・バイオレンス）かもしれないと感じたら…」、また、「セクシャル・ハラスメント（性的いやがらせ）を受けたら…」といった質問を立てまして、それぞれの相談先を紹介させていただいております。

以下、検討部会での議論を踏まえまして修正した点を中心に御説明させていただきます。

3ページでございます。【子どもを共に育む社会づくり】についてですが、「2 今後の施策の在り方」で、「子どもを共に育む京都市民憲章の推進」というものを挙げております。当初、人権教育のほうで挙げておりましたけれども、地域社会全体で子どもを育むという憲章の趣旨から、教育だけの取組ではないということで、この子どもの項目で最初に取り組む項目として挙げることにしました。

その下、「児童虐待対策の推進」では、部会の御意見として、虐待については、子ども、それから、そのほかにも高齢者や障害者の項目でも出てきますけれども、それぞれ予防や防止の両方の観点が必要という御指摘をいただきましたので、それぞれのところで予防や防止、あるいは啓発などの視点を入れて修正を行っております。

以下、高齢者、障害者、同和問題、外国籍という形で並べさせていただいております。先へ行きまして15ページを御覧ください。新たな項目として設けました「犯罪被害者の人権擁護」でございます。条例に基づきまして、支援対策や啓発、教育への施策を今後の在り方として挙げております。

それから、その一つ後のホームレスが16ページで、次に、17ページを御覧ください。これも新たに設けました【安心して働き続けられる職場づくり】です。当初、女性の項目にワーク・ライフ・バランスの項目を挙げてありましたが、ワーク・ライ

フ・バランスにつきましては、女性の問題というよりも男女共通の問題ですし、また、企業、社会全体で進めるものですので、そういうことが一つと、それから、職場におけるパワーハラスメントに関する取組も重要であるという御指摘を踏まえまして、今回、新しく設けて、安心して働くことができる、また生きがいと充実感を得て人生が送れるような職場の環境づくりを働きかけるというような視点で設定しています。「2 今後の施策の在り方」では、ワーク・ライフ・バランスの促進、それから人権尊重を基盤とする企業活動の推進が図られるよう啓発・広報を進める、というような点を挙げているところでございます。

18ページを御覧ください。【様々な課題】というページです。

ここでは、一番最初に「LGBT等の性的少数者」ということを挙げております。今の計画では、「性同一性障害及び性的指向」としてはいたしましたが、近年、LGBTという言葉が国連の委員会の報告書でも使われており、今後、定着するというふうに考えられますので、使わせていただいております。

また19ページの最後ですけれども、項目として「東日本大震災に起因する人権問題」を新しく加えております。避難所生活の長期化に伴うトラブルですとか放射線被ばくについての風評などに基づく差別的な扱いなど、人権問題が今後10年間を考えたときに懸念されることから、項目として挙げさせていただいております。

以上が第2章の構成と、それから、検討部会の御意見を踏まえまして修正した点になります。

次に20ページ、第3章についてでございます。

人権施策の推進ということで一番上の文章ですが、「教育・啓発」、「保障」、「相談・救済」について、重点的に取り組む事項を掲げております。これは、各重要課題の取組を縦軸とするなら、それぞれに共通する啓発や相談などの取組が横軸に当たるものと言え、両者の総合的な取組により人権文化の構築を進めてまいりたいと考えております。

「1 教育・啓発」では、(1)で人権教育について述べておまして、家庭教育、学校等における人権教育、社会教育の枠組みで取組を進めていくということにしております。

この中で21ページの下社会教育ですけれども、PTA活動への支援だけではなくて、子どもが学校を卒業した層への機会提供が必要ということも踏まえまして、地域女性団体活動への支援、あるいは、生涯学習施設での講演事業など、広く社会教育の場を設定するという趣旨を盛り込んでおります。

それから22ページに参りまして、「人権啓発」についてでございます。

人権啓発では、市民への啓発として「広報」に重点的に取り組み、その上で、「学習機会の提供」や「自主的な取組の支援」に重点を移していくとしております。検討部会では、特に若年層や大学生への取組が議論になりました。それを踏まえまして、市民への啓発、2段落目の「広報」の2行目の後ろのほうですけれども、「とりわけ、若年層につ

いては、テレビやインターネットから情報を得る機会が他の年齢層に比べて多いことから、ITの積極的な活用などにより、必要な情報を確実に届けられるよう取り組みます。」という点を入れております。

また、「自主的な取組の支援」で、最後の段落でございますが、「これらの取組においては、全市民を対象とした一律的な活動だけではなく、市民の多様性を踏まえ工夫しながら進めることが重要です。」としておりまして、「例えば」としまして、「京都は「学生のまち」であることから、学生や大学への人権情報の提供や、学生が自ら考えた自発的な取組への支援、テーマとしてインターネットに関する正しい利用法など、対象の特性等を踏まえながら、効果的な方法により進めます。」ということを入れまして、学生や大学への働きかけを進めていきたいということを入れさせていただいております。

23ページに行きまして、「企業・団体等への啓発」についてです。企業の役割が高まっているということを踏まえまして、啓発や支援を進めようということで、項目を新たに設けました。当初、項目名を「企業啓発」としておりましたけれども、働く場としての大学や団体も範疇に入れるために、「企業・団体等への啓発」と改めております。また具体的な取組項目の1番目に、「人権の視点からの取組を積極的に進める企業・団体等を顕彰する制度の創出」を挙げております。頑張っている企業を表彰するという制度を新たに設けよう、というものです。今後、予算要求などもしながら事業化していこうと考えておりますけれども、実施に当たりましては基準づくりなどが大事という御意見もいただいておりますので、内容を詰めていきたいと思っております。

あと、啓発では関係機関との連携も図っていくことが重要ということで、項目を設けておりまして、24ページでございますが、最後に「人権教育・啓発の取組推進のイメージ」を新たにつくって入れております。「市民」、「企業・団体」、それから「京都市」、それぞれが役割を担いながら互いに連携をしながら取組を進めていくことによりまして、人権文化の息づくまちづくりを推進していくということを図にして、計画を見ていただく市民の方にわかりやすく御理解いただけるのではないかなということで、今回、入れさせていただいております。

次に、25ページ、「2 保障」についてでございます。ここでは人権保障の取組を「時代の変化に応じた的確な取組を推進」するということとしておりまして、具体的には先ほど説明しました各重要課題の分野別計画の取組に基づき推進することとし、内容は第2章を御覧いただくという形にしております。

最後に、「3 相談・救済」です。人権上の問題が起こった場合に、適切な機関・窓口で相談ができるよう、相談体制を充実させるとともに、検討部会の中では情報のネットワーク化が必要という御指摘をいただきましたので、次のページの(2)で「関係機関等による連携の充実」をしていくということ、また、(3)で市民への情報をしっかり周知していくということを挙げております。また、(4)の人権擁護委員活動につきましては、意識調査などから、認知度、あるいは、利用がまだ少ないという面がございますの

で、法務局とも連携しながら、相談体制の充実や周知の強化に取り組んでいくということも挙げております。その下に、「人権相談・救済の取組推進のイメージ」を、簡単でございますが、入れさせていただいております。

以上、長くなりましたけれども、検討部会の議論、御意見も踏まえまして作成しました第2章、第3章の素案についてでございます。よろしく願いいたします。

#### ○石元副座長

どうもありがとうございました。

検討部会で様々な議論をしていただきまして、それを踏まえて第2章、第3章部分の素案が【資料3】のようにまとまったということで御説明をお受けしました。

これにつきまして、委員の皆さん、御質問、あるいは、御意見、ありましたら、どうぞよろしく願います。

#### ○安保委員

「子どもを共に育む社会づくり」のところの4ページの「不登校、いじめ、問題行動」のところの上から2番目の丸印のところなんですけれども、書き方の問題かもしれないんですが、「問題行動や不登校の兆候を学校・家庭・地域が共有するなど、三者が連携した課題解決に向けた取組の推進」と、それはそのとおりかと思うんですが、ただ、問題行動や不登校の兆候ってというのは、割と家庭の問題とか、子どもさんの特性とか、いろいろ関わるところがあるので、それを地域と共有するってすごく、地域はもろ刃の剣のところがあって、優しく見守るといふようなところと、反対にラベリングとか、地域から排除するという力も働くところがあって、なかなか問題行動等が起きたときに家庭がかえって地域でしんどい状況になっていることが多いので、ここを「地域と共有する」などという書き方をすると、ちょっと問題を起こしたら学校等の会議で地域も来た中で、自分の子どもの情報が地域に、特定した情報が兆候の段階で話されしまうというふうな、そういう誤解も招くんじゃないかというか、かえって取組が難しくなるんじゃないかなというところがあるので、少し書き方のところは工夫をしていただけないでしょうか。

#### ○石元副座長

はい、今の御指摘ですが。

#### ○富田課長（学校指導課）

委員、おっしゃっていただいたとおり、これにつきましては表現が足りない部分があるかと思っております。

もちろんいじめが起こるとか、あるいは、学校のほうで問題の兆候があるということにつきましては、誰がやったかというふうなことについては、個人情報でございますので、その情報が地域に流れるということはないというふうに思っております。

ただし、今、学校運営協議会とか、いろんな場で地域と連携して問題行動に取り組んでいくということで、地域の方にも、学校全体として子どもたちの様子ということでお知らせするケースはあろうかと思えます。そういう意味で、個々、具体的な解決につき

ましてはあくまでも学校とそれから当事者という形になろうかと思しますので、少しこの辺、委員、御指摘の表現につきましては工夫する必要があるというふうに思います。

○石元副座長

他に、いかがでしょうか。

○木下委員

【男女共同参画と女性の人権尊重】というところなのですが、ここで、一番初めに女性の就業率というのが出てくるんですけどね、これが男性に比べて低いと。この就業率を問題にされるというのはちょっとびんとこないというか、そういうところもあるんですが、現計画にも同じように書いてありまして、違うのは前回のときは女性の就業率が5割、男性は約7割となっていて、今回、どちらも1割ずつ上がっているんですよ。この理想とされているところは、男女同じ率になるということを目指と、目標とされているのか、それとも、両方とも、男も女も、もっと就業率が上がることなのか、その辺がちょっとびんとこないというか。

そうしたら、例えば、逆転したと、女性の就業率が約7割になって男性は下がって7割になったとか同じになったとかいうことになったら、それで目標が達成できたということになるのか、また、そういうような状態が本当に幸せな豊かな社会と言えるのか、また、それは女性の人権が尊重されたことになるのか、ということがどうかなと思うんですね。就業率もそれは大きな要素ではあると思いますが、その中身、質が、やはり重要なのではないかなと。パートの女性がいくら増えて、就業率が上がったとしても、女性の人権が尊重されたということにつながるのかなというふうに思うんですけども。

○石元副座長

その点について、いかがでしょうか。

○寺井課長（男女共同参画推進課）

御指摘ありがとうございます。

委員がおっしゃられているように、その中身、質がまず重要というお話でしたけれども、ここで掲げさせていただいておりますのは、もちろん就業率、女性のほうは6割で、男性より低いということで、別に女性も男性も就業率を上げようとかそういうことではなくて、やはり雇用の機会均等の部分であるとか、男女共同参画の観点から申し上げると、女性がまだまだ働きたくても働けない状況があるのではないかというところから、こういう書き方をさせていただいている部分です。

確かに委員おっしゃるように、その中身、質、非正規の雇用が幾らふえてもという部分は、そこは理解させていただけるお話だと思いますので、もう少しこら辺は、書きぶりについては工夫が必要かなというふうには思っております。

○石元副座長

単に数字を上げるだけではなくて、誤解の生じないような書き方を考えていくということですね。

他に、どうぞ。

○表委員

私も男女共同参画の部分なんですけれども、現計画から変わって、【女性】というものが、【男女共同参画と女性の人権尊重】になったのは改善されたのかもしれないんですけれども、やはり、女性だけでなく男性の人権も尊重されなくてはいけないので、ここを女性だけにするのは、私は、男女にしたほうがいいのではないかという検討をしていたきたいと思います。

例えば、DVも圧倒的に男性から女性へのDVというのが数値としては多いのですけれども、先日も妻が夫を殺してしまったという事件も起きましたし、実際に、妻から夫へのDVというのも挙げられていますし、それに男の人というのは、体面上、相談しにくいというそういう事実もあって、やはり女性が虐げられていると同じ、男性も一家の大黒柱として働かなくてはいけない、男は泣いちゃいけないとか、そういうふうに虐げられているという、そういうことを男性も女性と似たような立場に、数としては少ないけれどもいるというの、今、よく言われていることです。

ですから、もちろん女性の人権尊重が大切なんですけど、将来的に10年たったら、「男女」ということを出すのであれば、男女ということのほうが、今、女性学というよりもジェンダーという言葉を使ったり、男性学もあるのですし、そのほうがふさわしいのではないかと思います。検討していただきたいのが一点です。

それから、この活動、取組として、DVですとか子どもの虐待とか、家庭の状況の根っこにあるのが、女性が経済的自立をしていないという、そういう事実だと思います。ですから、就労支援という、お母さん、子どもを持つ母親への就労支援という、そういうことも取組として京都市さんにしていただきたいことだと思います。

以上です。

○石元副座長

この課題別の表題なんですけれども、現計画の「女性」だったところがこういうことになったので、表委員御指摘のように、男性の問題も、当然、あるわけで、もし変更するとしたら、ここは、「男女」とするのではなく、男性の問題ということで課題として挙げるほうがいいのかもかもしれません。

○表委員

ああ、そうですね。

いいのかもしれないし、女性よりも男性の自殺率というのもすごく高い。

○石元副座長

そうですね、ホームレスも男性が圧倒的に多いです。

この点、いかがですか。

○寺井課長（男女共同参画推進課）

先生、ありがとうございます。

今の国もそうですし京都市としてもそうなんですけれども、確かに女性の人権というか、女性から見た切り口だけの男女共同参画ではなくて、男性から見た男女共同参画の推進というものについても、ウィングス京都の取組も含めて京都市としても取り組んでいるところでございます。

そういったところから、男性のほうにも記述を加えるという部分では、必要かなというふうには考えております。章の立て方みたいな、項目の立て方については事務局とも相談をしながら検討させていただきます。

○石元副座長

いいでしょうか、はい。

他に、どうぞ。

○直野委員

I T関連、インターネットとか携帯とかスマホとかですね、そういうものが、これはツールとしてなんだけども、それで非常に匿名性が高い、匿名社会になっていて、それによって起こるいじめであるとか、あるいは、援助交際であるとか、犯罪につながる要素、あるいは、匿名故に起こる人権侵害、これからどんどん大きな部分を占めてくるんじゃないかと思われるんですが、そういう部分についてどこかでもう少し書かれたほうがいいんじゃないかなと。

子どもとか高齢者とか、そういう分け方ではできない、つまり、そのツールによる部分がもう横断的にあるわけですね。それだけに扱いが厄介なんだけども、どこかでそれをもう少し強く打ち出してもいいんじゃないかなという気がするんです。これから先、どんどん増大していくと思われまますので。

○石元副座長

インターネットによる人権侵害に関しては、「様々な課題」のところですね。

○直野委員

スマホ、LINEとかね、非常に多様になってきているわけですから、このネット社会になったら。それは今後もどんどん広がりそうですから、そういうふうな。

○石元副座長

ですので、この18ページのところの「インターネットによる人権侵害」のところをより一層充実させるということよりも、例えば、その前のほうに、一つの独立した課題としたほうがいいのかもかもしれません。

○直野委員

どうしたらいいのかわからないんですが、例えば、子どもに対する問題でも非常に、かなり重要な部分を占めてきていますよね、今。それから、例えば、人権侵害も、ネットによる人権侵害、これは、もうあらゆる分野にわたってやっているわけです。そこに対する打ち出し方というのを考えたほうがいいんじゃないかな、という気はします。どこへ持ってくればいいのかというのは、私もわからないですけども。

○石元副座長

横断的な部分があるので、ということですね。

○直野委員

はい。

○東課長（人権文化推進課）

子どもへの携帯電話・インターネットの取組ということでは4ページになりますが、一番下のところで、「携帯電話・インターネット」ということで、その危険性とか依存性を認識した上で、各校、学校において指導を徹底していくというような記載は、子どもに対してということではございますけれども、今おっしゃったように、社会全体でスマホなり携帯による、インターネットだけではない、というお話で確かにそういうことでございますので、今の「様々な課題」のところで「インターネットによる人権侵害」としておりますけれども、そこを拡充するような形で検討させていただきたいと思います。

○石元副座長

ほかに、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○安保委員

各項目のところでは、人権擁護に取り組むNPOとか、それから、相談窓口ですね、電話相談とかをしているところとの連携とかを書いてあるんですけども、最後のこの24ページとか26ページとかを見ると、そういう人権擁護って行政だけが取り組める問題ではないので、単に一般市民ではなくてそういう活動をしているところと京都市も一緒にいろいろやっておられるところがあると思うんですけども、その位置づけがどこの位置づけになっているんであろうかというのがよくわからないところがあるので、そういう人権擁護の活動のところ、一緒に、共働しているというか、そういうところの位置づけがわかるように書いていただければ、そういう団体も、ああ、自分たちはこういう位置づけですというか、これを見ると、どこにあるのかなというので、少し、そんなに役立ってないのかなというふうに思われてしまうところがあるんじゃないかなと思います。

○東課長（人権文化推進課）

おっしゃっていただいたのは、「相談・救済」の部分で相談とかにも携わっていただいているという御趣旨かと思います。

思いとしては、関係機関等による連携というような中で、関係機関、団体ということもイメージしてその中に含めているつもりではいたんですけども、表現として出てきておりませんので、その辺はきちっと書かせていただきたいと思います。

○石元副座長

ちょうど24ページの図が出てきましたので、私から、一点、これで感じたことなんです、例えば、京都市が市民に対して「教育・啓発支援」という、この矢印はわかる

んですけれども、逆の「連携」ですね、それと、企業団体への「啓発・支援」というのも、この矢印はわかるんですが、逆の矢印の「連携」、それから、市民と企業・団体等のこの相互の矢印の「連携」ですね、この「連携」というところが、ちょっとイメージが湧きにくいんですけれども、ここのところはどうかでしょうか。

#### ○東課長（人権文化推進課）

相互に、情報提供、情報共有しながら進めていくということで、行政側からいろいろと情報提供、支援、啓発していくということと、逆に、地域の方、企業の方から御提案なり、支援するだけではなくていろいろと協議しながら一緒に進めていくという部分も、例えば、啓発事業と一緒に市民団体とやっていく、とかということもあろうかと思えますので、そういう形で入れております。

あと、市民と企業との連携ですけれども、やはり地域における取組ということであれば、社会の構成員である企業という方も地域で活躍してもらおうというような意味で市民と連携していただく必要があるのかなというイメージで、入れさせていただきました。

#### ○岩淵委員

二点あるんですが、まず一点目は、先ほど、直野委員がおっしゃったことと関連をしておりまして、インターネットの部分は、これから先10年を見越して考えてみると、これだけを取り出して記述していく必要があるのではないかな、というふうに思っています。その中で人権という部分はインターネットというものが間に挟まることによって意識が薄れていくという、そういう中身を含んでいるように思うんですね。そうなってくると、やはりインターネット特有のですね、人権意識が薄れていく、もしくは、人間として、人間と関わるんだという、その意識が薄れていく部分をどこかではっきりさせていく必要があるのではないかなというのが一点です。

それから二つ目はこの24ページのイメージ図なんですけれども、もちろん京都市が策定する人権文化推進計画ですので、京都市がどのように考えていくというようなことでそれはそれでいいかと思うんですけれども、全てが市が何とかする、行政が何とかするというような部分を少しずつ減らして、地域の団体とかそういったところが活動して、自分たちで何とかしなければならぬというようなことが見えてくるようにしていかないと、これからどんどん高齢化していったって、それでいろんなことで地域の人々の力の中で進めていかないと、全て何でもかんでも、お金を、税金を使って何とかするというような事業をどんどん増やすと高齢化社会がもたないような状況になってくると思うんですね。そうではなくて、地域の中でできることは自分たちでするんだという土壌を人権という観点で、高齢者に向けて、また子育てに向けて、支えていくというような図柄にしていく必要があるのではないかな、というように思うんです。

先ほど、申し上げたらよかったんですけれども、先ほどの「四字熟語人権マンガ」なんですけれども、一つ形ができてしまうと、それをやめると今度はその部分で手を抜いたというふうに見えなくもないんですよ。事業を増やせば増やすほどそういう意味

合いが強くなってくるので、そうではなくて、少しずつ形を変えて費用を使わずに、あ  
あいった「四字熟語人権マンガ」でしたら、例えば、市民しんぶんの端に入選の四字熟  
語とかいうようにして、順番に掲載して紹介していくような形に変えるだとかして、あ  
っ、こんなことやってるんだなあと市民に見えるようにしていく、というようなことで、  
一つの費用とそれから人を使って何とかしていくという部分を、極力、減らして行って、  
地域住民が自分たちの地域は、私たちの地域は、自分たちでつくるんだという、そうい  
うイメージを人権においても示していく必要があるかな、と私は強く思っておりまし  
て、そのところがこのイメージ図に現れたらいいのではないかなと。もちろん京都市  
の計画ですのでそれは京都市の計画として必要なんですけれども、大きくそういったこ  
とに支えられて京都市があるとかいうようなことも必要なのではないだろうかと思  
いました。

#### ○東課長（人権文化推進）

ありがとうございます。

インターネットの部分につきましては、先ほども御意見いただきましたし岩渕先生か  
らもいただきました。この取組に対して市としてどういう施策がやっていけるかとい  
うことも絡みますので、その辺も含めて、取り上げ方については検討させていただき  
たいと思います。

それから、イメージ図ですけれども、まさに、今、委員御指摘のとおり、地域住民の  
方が中心になってつくっていくということに向けて、我々も取り組んでいるつもりで  
ございます。その辺、どういう形で図に表現できるか、いろいろ悩んだ末で、今、この状  
態でして、先生がおっしゃるような趣旨をぜひ入れたいと思って悩んでおるところで  
ございますので、頑張ってお考えしていきたいと思っております。

ありがとうございます。

#### ○喜多村課長（人権文化推進課）

今おっしゃっていただいた御意見なんですけれども、今日お示ししております計画案  
の22、23ページ、そちらのほうに「市民への啓発」ということで具体的な取組項目  
として、①広報、②学習機会の提供、それから、③自主的な取組の支援、こういうふう  
に挙げさせていただいております。

それを踏まえまして24ページのイメージ図なんですけれども、一番上のほうに「市  
民」という箱がございます。それで、3つ「・」がございます。まず、これ、順番な  
んですね。まず市民の方々が人権問題への気づき、それから、学習をしようという思い  
になっていただく。それに対して、我々としては、先ほど申し上げた広報、あるいは、  
学習をしていただくための機会を提供しよう。その次の段階として、市民みずからが  
人権尊重を基盤とした行動を起こしていただく、それでいろんな自主的な啓発等をみ  
ずから実施していただく。私どもは、今回、一番初めはですね、広報、学習機会の提供、  
自主的な取組の支援ということなんですけれども、やはりその自主的な取組の支援に重きを

置いた啓発をしていこうというふうに考えておったわけですが、残念ながら昨年の秋に実施しました市民意識調査におきまして、その結果を見ますと、まだまだ行政に期待するものとしては、テレビやインターネット、広報誌などを使った啓発活動、これが6割を超えるというような結果も出ておりましたので、まずは広報のほうから、実際、実施していくと。それで、軸足をだんだん学習機会の提供、それから、自主的な取組の支援というふうに、この10年間をかけてそちらのほうに重きを置いていくような、そういう施策を実施していきたいと考えております。

イメージ図はそういう意味でこの市民の欄の「・」は書いてあるんですけども、より今の説明がわかるような形で工夫はしていきたいと思っております。

#### ○石元副座長

どうもありがとうございます。

他に、いかがですか。はい、どうぞ。

#### ○木下委員

教育・啓発のほうなんですけども、これは、前回のこの懇話会するときにも、人権というのは憲法を暮らしの中にどう生かすかということでもあるというお話がありました。人権というのがやはり根づいていくということ、してはいけないこと、してもいいこと、これをはっきり体に覚えさせるということではないかと思うんですね。体で覚えるということは、会津藩の「什の掟」じゃないですが、小さいときからきちっと教えると。それで体で覚えて身につくということが大事だと思うんですね。

最近、子ども同士で遊ぶ、遊びの中から学ぶということがなくなってきた。その代わりに、ほとんどの人が保育園へ行ったり幼稚園へ行くと。それから、さらには学童保育とか、スポーツ少年団とか、いろいろな機会があるわけで、これらは全部、大人の管理下にあるということはあるんですけども、新しい社会になってきているので、小さいときからきちっとしてはいけないことを教え込むと、しつけるということが大事なんじゃないかなと思います。そうすると、この子たちが大きくなっていったんだ人権が文化として根づいていくのではないかな、というふうに、こんなことを思ったりしているんです。

それと、先ほどのことでちょっとつけ加えさせていただきますと、女性の問題、女性の人権というか、女性を大事にするというのは、少子化の問題と非常に密接に関係していると思うんですね。今、非常に大きな問題の少子化、これの対策としてはやはり女性を大事にするということが広まっていくということが大事ではないかと思います。

いろんな形で、女性の問題がちよっと下がったとか、後退したとか、小さくなったという印象を与えないような、計画というんですか、重要課題という中で気をつけていただければありがたいかなと、ちょっとつけ加えさせていただきます。

#### ○石元副座長

人権教育の手法というか、効果の上がる手法ということの一つの御提案だと思います。

もう一つ、記述で女性の人権課題が後退したというような印象を受けないような書き方にしてほしいということです。

他に、いかがですか。はい、どうぞ。

#### ○矢野委員

検討部会のメンバーとして、この間、説明してきたので、今日はあまりあれやこれやということもないのかなと思ったのですが、皆さんのいろいろな御議論を聞きながらいろいろと刺激を受けました。

今日は第2章、第3章ということで文章を御提案いただいています。議論になっていることとの関連でも思ったのですが、同じ人間であるということから、現実のいろんな差異があるわけですが、そういったものに目を塞ぐ、ブラインドをして、同じ人間として扱う、そのような形式的な平等、形式的ということで決して消極的な意味ではなくて、非常に積極的な意味合いを持った、形式的にきちんと平等に扱うという、そういう側面と、それから、社会参入にやはり障害を持っている、だから、差異を持っていることに伴う社会的な障壁というものに焦点を当ててその克服をどう図っていくか、そのためのサポートをしていくという、そのような意味での実質的な平等、その二つのバランスが、多分、今、議論になっているのではないかなと思いました。

このバランスが気になるのは、ともすると、最近、若い人と話をしても、人権問題というと何か特殊な人の問題である、かなり特別な利害を持った方の問題であると思われてしまっているようです。

人権問題が自分の問題であるということを考えていただきたいのですが、自分たちは関係がないとか、あるいは、そのような状況になっているのは、貧困の問題なんかに関していうと、自己責任である、だから、場合によってはそのような特殊な障壁を持った人に対して財政的な支出をすることは不公平である、そういった議論が根強くあるような気がします。

このこととの関係で言うと、ターゲットをいろいろ設定されていますけれども、ターゲットを設定するときに、よりマジョリティーなものをターゲットに設定をする、例えば、現役世代であるとかですね、あるいは無関係ではないということをやより説得的に主張することが求められてくるのではないかなと思いました。

少し一般的な話を申し上げてしまったかもしれませんが、挙げられているものが、今の人権意識状況とどういふふうに関係するのかなというのが、総論に関する第1章との関係で非常に気になることです。

初回のときにも、10年を見越してという話がありました。グローバル化、少子高齢化、高度情報化、あるいは、二極化、貧困といった、キーワードで捉えられるようなトレンドに対して、個人の尊厳、平等とか差別禁止とか男女共同参画、あるいは、生活保障といった、尊厳、平等、保障、そういったようなことを考えていかなければならないのだろうと、大ざっぱに思っています。そのときに、男女共同参画というのはびった

りとくるのですけども、それ以外のものがこういったトレンドの中で、人権を生活に根差していくことの中にどういう意味合いを持ってくるのか、あるいは、社会のマジョリティーの人たちに対してこれが決して人ごとではないということをどう説得的に示すことができるのかというのが問題ではないかな、と思いました。今後、第1章が提案されるのですが、第1章ができ上がったときに、それと齟齬なくつながる、いろんな問題にターゲットを合わせているけれども、それが本当に重点課題なのだと言えるようなものにしなければならないなと思ったわけです。

ピックアップされているものについては行政の継続性という観点もあるかと思います。その主管となっている部署との関係もあるかと思いますが、本当にこれが重点課題なんだということを総論との関係でしっかり示せるようにしておかないと、人権というのはマイノリティーの問題である、そういう思い込みからなかなか抜け出せないことになってしまうのではないかとことを危惧しております。

どこをどうという話ではなくて、全体の組み立て方の問題について話をさせていただきました。

#### ○石元副座長

はい、ありがとうございます。

やはり私も学生と接していて感じるんですが、どこか自分の知らないところで困難を抱えている人の問題を考えるのが人権問題だと、そのように考えている学生が多いように思います。人権と自分との関わりというのがもう一つピンときていないというか、見えていないというか、これは非常に大きな問題だと思います。人ごとではなくて自分が生きていく上で非常に重要な問題なんだということが伝わるような書き方というのか、構成というのか、そういうことが大事だという御指摘だと思います。

ありがとうございます。

私から細かい点なんですけれども、15ページの課題の表題のところなんですけれども、【犯罪被害者の人権擁護】ということになっているんですが、この箱の中では「犯罪被害者やその家族又は遺族」となっていますので、これは「等」というのを入れたほうがいいかな、と思いました。その前のページの【感染症患者等の人権擁護】の「等」ですね。

それから、その14ページのところなんですけれども、下のほうで「こんな場合はどうすれば…」というところの2行上なんですけれども、「性に関する指導」というのが出てくるんですね。この「性に関する指導」というのは、昔、文部科学省がまだ文部省だったときに、「性教育」という言い方は文部省はずっとしていなかったんですね。「性に関する指導」といいました。要するに性非行なんかの管理だとか、そういう発想で「性に関する指導」という言葉をずっと使っていました。「性教育」と言ったほうが、その内容が十分伝わるとは思いますし、また、京都市が「性に関する指導」を使用すると、誤解されるかもしれませんので、「性教育」のほうがいいかと思いました。

大体、各委員から御発言ありましたし、いろいろ、重要な提案だとかもありましたのでもういいかとは思いますが、議題（１）に関して言い残したとかということは、いかがでしょうか。

はい、ないようでしたら、少しだけ早いですがけれども、では、これでマイクを事務局にお返ししたいと思います。

#### ○吉川市民生活部長

本日は、石元先生、議事進行をどうもありがとうございました。

本日も、委員の皆様から非常にたくさんの御意見をいただき、本当にありがとうございました。皆様からいただきました貴重な御意見を踏まえ、次期計画の中間まとめ（案）の作成作業を進めてまいりたいと考えております。

なお中間まとめ（案）の策定に向けました議論を行うため、次回の検討部会を9月中旬から下旬ごろに、さらに検討部会における議論を踏まえた中間まとめ案の取りまとめのために、次回の懇話会を10月の中旬ごろに開催させていただく予定をしております。後日、日程調整をさせていただきますので、御出席をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日の人権文化推進懇話会につきましては、これで終了させていただきます。

本日は、大変お忙しい中、長時間、誠にありがとうございました。